

①ボランティア団体基盤強化助成 審査基準

[組織]

- 1 福祉活動を目的としたボランティア団体であること
- 2 市町社会福祉協議会にボランティア団体として登録されていること
- 3 この助成を受けて3年が経過している団体であること

[事業（活動）]

- 1 福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われていること
- 2 他から申請の内容について補助を受けていないこと
- 3 構成員の相互扶助的な活動である場合は対象外とする
- 4 学校の部活動の一環である場合は対象外とする
※学校が準備すべきである。
- 5 運営団体が整備すべき器材は対象外とする
- 6 地域内の助け合いにかかる活動については、地域の環境整備の場合（自治会活動）は対象外とする。
ただし、個別支援の場合（ボランティア活動）は対象とする。

[経費]

- 1 福祉活動を目的としたボランティア団体の基盤強化を図るために必要な器材・器具の購入費

[申請器材について]

- 1 使用目的や使用頻度から他の団体と共有することにより有効に活用できる器材（下記に記載の器材等）を「共有器材」とする。

共有器材と判断した場合『ボランティア団体基盤強化助成』においては助成対象としませんが、『ボランティアセンター基盤強化助成』で対応することとする。

（共有器材の一例）

- ①テント、無線機
- ②楽器
- ③音響器材
- ④OHC
- ⑤プロジェクター・スクリーン
- ⑥DVDブルーレイ、レコーダー/プレーヤー
- ⑦綿菓子機、かき氷機等模擬店用器材

⑧テレビ

⑨拡声器

2 公民館等公共の施設に備え付ける器材について

公民館等公共の施設に備えつける場合は、地元が半額を負担することとする。(冷蔵庫、炊飯器、調理器具、電子レンジ、座椅子、テレビ等)

以下の場合の対象外

- ・ 1点が1万円未満である場合

3 ユニフォーム、エプロン、ウインドブレーカー等

条件を付加し対象とする

※条件一・半額助成とする

- ・ 『三重ボランティア基金』の名称を入れること

[その他]

1 繰越金が概ね助成基準額を超えていないこと

[追記]ただし、繰越金については用途を確認したうえで審査に諮り、活動を継続・発展させるために必要と判断した場合は助成の対象とする